

認識票に関する訓令（令和4年防衛省訓令第69号。以下「訓令」という。）第7条の規定に基づき、認識票に関する達を次のように定める。

令和4年10月1日

航空幕僚長 空将 井筒 俊司

認識票に関する達

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊における認識票の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（記載事項）

第2条 訓令第5条により自衛官以外の者に交付することができる認識票は、「JAPAN ASD F」の下に一連番号を記載したものとする。

2 前項の記載は、刻印することにより行うものとする。

（交付等）

第3条 認識票の取扱要領は、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）第12条第1号に規定する航空自衛隊物品管理補給手続（JAF R125）の定めるところによる。

2 自衛官以外の者を航空自衛隊の航空機に搭乗させる場合は認識票を交付し着用させるものとし、この場合における認識票の取扱要領は、別に定めるところによる。

（着用）

第4条 認識票は、訓令第6条の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合に着用しなければならない。

- (1) 外国において行う国際貢献に関する業務（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する行動を除く。）に従事する場合
- (2) 訓練又は演習において、部隊等の長が着用を必要と認める場合

附 則

- 1 この達は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 認識票に関する達（昭和38年航空自衛隊達第48号）は、廃止する。

- 3 この達施行の際、認識票が交付されていない自衛官については、速やかに認識票の交付手続を行うものとする。
- 4 この達施行の際、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）第12条第1号に規定する航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の定めるところにより、従前の認識票の制式及び記載要領として請求済みである認識票のうち、未製造のものについては、Rh式血液型を確認した後、改めて請求を行うものとする。
- 5 この達施行の際、従前の制式及び記載要領による認識票を交付されている場合は、Rh式血液型を確認した後、当該認識票にRh式血液型を打刻することにより、訓令第3条の規定による認識票として取り扱うことができるものとする。